

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

|                         | 所管課名   | 園芸畜産課 | 整理番号 | 20-1 |
|-------------------------|--|-------|------|------|
| 許認可等の種類                 | 牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示の変更承認   |       |      |      |
| 根拠法令条例等・条項              | 牧野法第10条第1項   |       |      |      |
| 許認可等の概要                 | 都道府県知事が国土の保全に重大な障害を与えるおそれのある場合に、牧野の所有者等に対し草種、草生の改良等牧野の改良及び保全に関しとるべき措置としてした指示に対し、指示を受けた者がその変更を申請した場合の承認   |       |      |      |
| 審査基準<br>(未設定の場合はその理由)   | <p>未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具現化することが困難であるため)</p> <p>【参考】牧野法第9、10条<br/> 第9条 牧野が著しく荒廃し、且つ、保水力の減退、土地の浸食その他の事由により国土の保全に重大な障害を与えるおそれのある場合において、その障害を除去するため必要があるときは、都道府県知事は、その必要の限度において、期間及び区域を定め、当該牧野の所有者その他権原に基き管理を行う者に対して、草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関しとるべき措置を指示することができる。</p> <p>第10条 前条第一項の指示を受けた者は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該指示の変更を申請することができる。</p> |       |      |      |
| 基準の制定根拠                 | —  |       |      |      |
| 標準処理期間<br>(未設定の場合はその理由) | 未設定<br>審査基準と同様   |       |      |      |
| 期間の制定根拠                 | —  |       |      |      |